

原子力発電所特別委員会
監視体制整備対策分科会会議録

- 1 招 集 昭和44年11月11日午前10時
- 1 場 所 第1委員会室
- 1 出席委員 主査 関矢尚三君
副主査 黒崎秀夫君
村田実義君 渡辺 勉君
内藤哲夫君 本間正平君
浅野重栄門君 石黒武久君 以上8人
- 1 欠席委員 西沢亮衛君 以上1人
- 1 特別出席 議長 武田英三君
委員長 柴野寅平君
副委員長 飯塚 正君
- 1 説明員 市長 小林治助君
助役 今井哲夫君
市長公室長 長野 茂君
厚生保険課長 佐々木正縁君
- 1 事務局職員 主事 小越哲雄君
- 1 議 題 分科会の運営について
- 1 開 議 午前10時18分
- 1 署名委員 村田実義君 内藤哲夫君
- 1 経過概要

関 矢 主 査 今日第1回の会合である。当分科会の運営について協議してもらいたい。

石 黒 委 員 当分科会の任務のアウトラインをはっきりさせる必要がある。われわれは、危険でないという前提で出発しているわけである。そして、監視体制というのは、原子力発電所が運転を始めるようになってから出てくる問題ではないかと思う。それまでは、彼らのやることを信用して、ということになると思う。

飯塚副委員長 石黒さんの言われることもわかるが、そうやってしまえば、もうそれで終わりである。確かに1つの基準の中で危険のないようにやられるはずであるが、しかし、住民不安除去という立場から、例えば県当

局、会社側、あるいは新大グループ等と懇談し、また、十分な措置を要望するとか、時には地域住民と接触しその意見を聞くというようなことも必要ではないかと思う。

柴野委員長 福島には福島方式、福井には福井方式がある。新潟県は新潟方式でやりたいと知事は言っているが、どういうやり方でやっていったらいいか、というような点についても考えてもらいたいと思う。

村田委員 監視というのは専門的知識がなければ監視できないのではないかな。われわれはしろうとである。よそのものを見学させてもらったりすれば、ヒントが得られると思うが、今の段階では漠としていて、つかみにくい。

関矢主査 一応、原発推進班の中の担当者である佐々木課長の考えを聞かしてもらいたい。

佐々木課長 監視体制の中心をなすものは放射能の監視である。これについては1つの方向があるようである。具体的には茨城、福島、福井など、それぞれのやり方がある。福井（敦賀）においては「環境放射能測定技術会議」と「原子力環境安全協議会」というものがある。前者は純粋に技術的なものである。後者は政治家等も加わる。この2本立てになっている。危険はないはずだと言って、まかせっぱなしにするのではなく、基本的には、より不安のないようにするための体制を考えてゆく、ということになると思う。

武田議員 地域には反対勢力もある。将来は国、県、市、その他専門家も加った監視体制が生まれると思うし、また、生ませるようにしなければならないが、当面は住民の不安除去のための基礎づくりというふうに考えていいと思う。

浅野委員 国の規制を守らせるような監視体制を作らせるようにすることが私どもの任務だと思う。

内藤委員 執行部に協力する体制を議会においてつくるということが私の提案の趣旨である。この場合も、われわれ自身が安全性を監視することではない。そういう監視体制を作らせようということである。

村田委員 監視体制は専門家にまかせて、われわれは住民の民生の安定に主力を置くべきではなかろうか。

関矢主査 安全確保のためには監視体制が必要である。それから、住民の不安を除去していかなければならぬ。結局はここに集約されると思う。

飯塚副委員長 これは執行部と議会の共同責任でいかなければならないと思う。

当局といっしょになって東電に申し上げたり、県に申し上げたりしなければならない。

村田委員 危険があるかないかということは、やってみなければわからない面もある。だから、われわれは民生の安定に主力を置いたほうがいいのではないか。

関矢主査 市長の考え方を聞かしてもらいたい。

小林市長 知事は新潟方式ということを行っている。そういうものを実現させるようにやっていきたい。

今井助役 補足する。

原子力発電所については、世界的に1つの基準がある。日本では国民の原子力に対する特別の感情から、その基準で規制は外国よりも、きびしくなっている。また、そういう鋭敏な国民感情から監視体制についても十分考えられている。福島的方式は、東電と県が協定して会社側の測定については県も随時立ち会いできることになっている。福井方式においては第三者もいっしょに入ることになっている。また、県みずからの施設も持つことになっている。茨城県においては国自体の力も入っている。科学技術庁である。それで、新潟県ではどういう方式になるか。この辺が1つの重点と思う。衛研、水産試験所、農事試験場等もある。あるいは、国の機関を引っ張ってくることができないか。また、学者の研究成果を活用できる仕組みも考えられないか。いろいろ国、県、会社側に対して要請しなければならない問題も出てくると思う。

監視の対象は、放射能、温排水、潮流、ここらあたりではないか。要は ①監視の対象、②監視の体制、③それに向かった活動方法、というあたりで考えていったらよいと思う。

小林市長 県、国等に対して事前の調査個所をふやしてもらおうよう要請することも考えていい。例えば、潮流の調査などである。あるいは放射能の調査などである。

関矢主査 住民に生の声も聞いてみなければならない。場合によっては、県にもぶつかっていかなければならない。

武田議長 基本になるものが大事である。第1段階と第2段階と分けて、恒久的なものは第2段階になると思う。その前に差し当って、放射能が海に出るとか温排水で魚がとれなくなるとか。根付漁業がどうなるとか、そういう不安視されている問題に取り組むべきだと思う。住民PRから始めるべきだと思う。

長野室長 政治・行政の基本は、住民の安全確保が第1である。現に住民に不安がある。不安解消のための対策を講じていかなければならないということになる。大湊、椎谷、宮川、荒浜などの関係地域に対する説明会は順次行なっている。私どもは説明会において、構造的にはこうなっている。国の規制措置はこうなっている。ということで説明しているが、納得を得るに一番いい方法は、客観的なデータによることが大事である。客観的なデータというのは、運転前の観測数値を運転後の数値と比べることが有効である。そういう点で事前の調査活動も必要である。

石黒委員 当局が説明会を開いているのであれば、私たちが出てゆく必要はない。

本間委員 当局だけにまかしておくのではなく、われわれも出る必要があるが、そのためには、われわれも、もう少し勉強したい。

小林市長 何とんでも、住民との接触がないと血が通わない。議会においては政治的な感覚で判断される。執行部ともどもに出ていただくことは望ましい。事務的、技術的な問題については私どももお手伝いする。そこからあたりはよく関係をとって進みたい。

私の考えは要約すると、

- 1 地元住民の意見を聞くこと
- 2 学者の研究に対しては市としても積極的に援助したいこと。
- 3 監視体制の事前調査区域を拡張してもらいたいこと。
- 4 執行部の研究結果をお聞きいただく機会を持っていただきたい。

というようなところである。

本間委員 研究会を持ってほしい。住民との接触も必要である。先進地の視察もしたい。

関矢主査 いろいろ意見があったが、県、国、東電に対して当ることが必要な場合もあろう。具体的な問題としては、放射能の危険性という問題も検討していかなければならない。海水についても相当に研究していかなければならぬ。

本間委員 ここで、今後、どういうふうに活動するかということは、きめられないのではないか。

関矢主査 活動の具体的な方向づけについては、他の分科会との関係もあり、この次にしたいと思うが、集約すると、

- 1 地元住民との接触をはかる。
- 2 われわれとしても研究、勉強していかなければならない。

3 先進地視察の必要がある。

大体、こんなところではないかと思う。

これで閉会する。

1 閉会 午後0時8分

議会委員会条例第23条第1項の規定に準じ、ここに署名する。

原子力発電所特別委員会監視体制整備対策分科会

主査 関矢尚三

署名委員 内藤哲夫

署名委員 村田実義